

# 監 査 報 告 書

学校法人 金 井 学 園  
理事会 御中  
評議員会 御中

私たち監事は、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人金井学園寄附行為第10条の規定に従い、学校法人金井学園の令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した。

監査の結果、意見書に記載した事項を除き、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていると認めた。

監事として、コンプライアンスの徹底や防止策について意見書を提出し、その内容について理事長とコミュニケーションを行った。これらの手続の結果、その進捗状況の監視及び検証を引き続き行う。

令和5年5月23日

学校法人 金 井 学 園

監事  

監事  